

質疑応答の概要

第3回討議における意見、方針

- 森林区分設定（ゾーニング）により、個人・法人の企業活動が主体の収益を目的とした森林を木材生産林とし、収益を目的としない、植生・利用の形態に応じ分類した森林を環境保全林とする。環境保全林における施策（里山林整備、立入利用・眺望活用等）は重複する部分があると考えられる。

【施策区分は現段階の時点案】

- 県民税の超過課税分として森林環境税を徴収しているが他府県民はなんら負担は発生していない。奈良県の森林を観光資源等（こどもに対する学校教育も含む）として活用し、なんらかの負担をしていただく必要があるのではないか。

【森林環境税の目的と「観光振興」の目的は相容れない】

- 広葉樹植栽、散策路等整備を行おうとする立入利用整備の箇所数及び、優先順位はどう考えているのか。

【今後検討。整備後の維持管理も想定し整備が必要】

- 新規事業（資料4）と既存事業の予算配分を考えた場合、事業実施に影響はないか。

【税収の範囲内で事業を行っていく。森林整備で必要となる人材はプロ、それ以外の方々が想定されるが、整備可能な範囲は自ずと限られて来るものと想定される。】

- アンケート結果から、森林環境税を払っていることを知らない県民が多く、一方、森林環境税の目的、必要性への理解は相当高い。森林環境を守っていくということの大切さは認識されていると思われるが、森林環境税の認知度についてどう考えるか。

【導入当初、県及び市町村で森林環境税の広報を行っていたが、以後、直接的な啓発は行っていないため、県民への普及啓発を課題と認識】

.....

○委員

資料1の1、環境保全林の分け方で、自然植生型、広葉樹型、保健休養型、混交林型の4つに分かれているが、この保健休養型というのは異質な分け方のように感じる。これはどういうものか？

・事務局

自然公園の中で林内歩道がある程度、充実されている部分や、里山林整備を行っているような部分、所謂その中に入って楽しめる森林というのが県内にわりとある。

例えば、自然歩道沿いのような部分もその一例になるというふうに考えているが、森林いきなり立ち入る、ということはなかなか難しい。林内を巡るような施設がある森林と

というのが県下にもいくらかあるので、そういうような部分については利用させて頂くという視点での区分も出来るのではないかと考え、今回、このような整理をしたところ。

○委員

資料1-1、県内の山はこういう形に、色を塗ったところ、7種類にゾーニングをするということか？

・事務局

ゾーニングは、木材生産林はひとくくりで考えている。混交林型というのは、色を塗っているが、右側の二つがワンセットというふうに考えている。

放置人工林でも例えば、周りを木材生産林として整備する時に、一体で整備をすれば、その中で解消出来る。分け方としては木材生産林が大きく一つと、環境保全林が中で4タイプあるというくくりになる。

○委員

木材生産林と環境保全林、非常に極端な言い方をすると、企業活動用の森、これが木材生産林ということになるのか。要するに、これはお金儲け用で木は売っていく。

一方、環境保全林はそうではない。この前の話になるが、そこで木を育てて売ろうと、そのための森じゃないというふうにお考えになっているところについて、環境保全林として扱っていいこうということによいか。

・事務局

その通りである。

○委員

そして、環境保全林についてはさらにいくつか分類していくということか。

・事務局

植生とか利用の形態で、自然植生型のような、例えば、春日奥山のようにあまり人間がかかわらないほうがいいのかような植生もある。

一方、里山であれば、ある程度一定の期間、少し係わるほうがいいのか森林もある。

それに応じて若干区分が必要かということで、この4区分が適切、ということで挙げたもの。

○委員

少しよく分からないのが、例えば里山林整備。里山、要するにこれは集落の近くにあたりする。その上の立入利用というのと、これは重ならないのか。

・事務局

部分的には重なる。

○委員

この「里山林」という概念は、どういう場所にあるのかという「状況」をいう。
「立入利用」、「眺望活用」というのは、「活用」の方法である。

・事務局

位置付けが若干違う可能性はあるが、整備の時点でこういう切り口で実施したいということ。「立入利用」は奥地の、例えば吉野熊野の自然公園内でもこういうようなエリアが出てくるので、厳密には里山林と全くリンクすることもない、ということで敢えて、外出ししている。

○委員

ゾーニングという話があったので、オーバーラップするところがあったとしても、県内の山が、ここはこういうゾーンというふうに色分けされるのか。

・事務局

かなりモザイク状にはなると思うが、一定、このような方向で、整備をしたいというように考えている。

○委員

森林環境税を充てるのが、要するに左の二つ以外ということか。

・事務局

その通りである。ゾーニングするなかで環境税を分けると、ある意味分かり易くなると考えている。

○委員

県民の税金を使う、ということとの関係があるが、例えば立入利用は皆で散策して頂くということが考えられるが、これは県民を想定しているのか、県民以外、例えば近隣の府県の人達もそこへ来て散策して頂く、ということも考えているのか？

・事務局

結果として、奈良は交通も便利であるので、県民だけ、というのはなかなか言いづらい。より県民の方が多く来て頂けて、整備したところは環境税で整備している、というのを見て頂ければ、（森林環境税を）こういうところに使っている、というのが分かって頂けるので効果はある、というように思う。

○委員

例えば大阪府民や京都府民に利用してもらうことによって、一つの観光資源として活用できないか、と思うが。

・事務局

宿泊施設などを利用し、滞在して森林環境税を活用した森林環境教育を受けて頂ければなおよい、という考えもある。ただし、観光利用と森林環境税の視点は異なる。

○委員

小学生を対象とした、要するに環境教育、こういうようなものは子どもにこそ必要。

・事務局

ある程度整備していると引率の方々も安心度が高い、というように思う。

○委員

奈良県民の税金で造ったもので、なぜ大阪の小学生に利用させるんだという、税金との関係が出てくると思う。そうではない、来てもらうことによってお金を落としてくれるし、そういうことになれば一番いい、というように考えている。

○委員

ある程度箇所数も想定されているのか。全体としてどのくらいの箇所で、優先順位はどうか。

・事務局

我々も庁内で候補を検討している。あと、予算的な話もある。整備をした後もきちんと維持管理していくというのが大事であるので、なかなか県直営というのは厳しい。

地元のご協力、その有無も必要かと考えているため、それをある程度満たすようなところについて、まずは何か所か程度、実施に移していくことが出来ればと考えている。

構想案ではできたら何年間で、何年か後には10箇所程度、という形で書いている。

○委員

資料4では新規事業が赤字で二つとなっている。あと、継続になっているが廃止は無いわけであるから、全体の予算の配分で若干減るところもあるのであろうが、今後の事を考えて、事業としては今ほぼこの範囲であろうと考えていいか。

まだまだ、新しい事業が考えられるのか。今までの議論の中では、人（労働力）の問題もあり、事業としては拡張がしにくいような面もあると話の中ではあったが、想定される事業はだいたいこの範囲内で、細かく箇所を年々増やしていくとか、或いは替えていく、という形で考えていったらいいのか？

・事務局

我々は、そういうようなスタンスでいる。特にプロの方の数というのは今、千人余りぐらいであるため、その方々がほぼ年間200日くらい山に入るということを考えると、森林整備出来る部分でやはり上限はある、というように考えている。

一方、プロの方々以外で、企業の方々が入り易いようなメニューも若干膨らませることで森林整備も進められるが、そちらの方は大規模な面積というのは非常に厳しいため、具体的に出来る方々の数も考えてこれぐらいが適正ではないか、と担当レベルで考えている。

○委員

天候異変等で問題が生じたり、影響が出て来たりする可能性も無いわけではないが、そういう時には別途、お金に関しては考えるということか。

・事務局

大規模災害というものになると、別途、激甚災の補助メニュー、かつて奈良も平成 10 年にあったが、そういう事業がある。それを使う整備は予算規模も大きくなると思う。

それと森林環境税はスタンスをわけて棲み分けていくほうがいいと思っている。

○委員

資料 2-1 では数字でデータを入れて分かり易いが、一つ目の土砂流出というのは大きく出過ぎていると思う。

すなわち、森林、木材があれば流れない、無ければ全部流れる、というわけでは無いので、森林整備する、間伐を進めることによって流出が何%くらい減るといような感じで計算しないと、整備した所の土が全部上から 50 cm 位、流れるとなったら大きくなる。

こういう計算の仕方というのはどこかであるのか。単に、この奈良県の 5 年間において 3,986 ㍉の間伐を行ったから計算方法に入れた、ということになっているのか。

・事務局

平成 13 年の、日本学術会議というところの計算方法である。

実際、その年度の土砂の流出の動向であれば、全域ではないが、事業報告書（奈良の元気な森林づくり：第 1 回法定外税懇話会配布資料）の 8 頁、土砂の流出が何年間かで減っていくということを地道に積み重ね、今はまだ 4 年経過位であるが、同じ場所で継続すればもう少し具体的に、どの程度落ち着いているのかということは確認出来ると思う。

・事務局

補足すると、森林の公益的機能を計るため公表されている数字の出し方、というのが日本学術会議の計算方式で、林野庁も採用している。今の所、他には計算方法は無いため、これで計算させて頂いたという次第であるが、「将来的に整備の効果が落ち着いたら」という括弧書きの前提は付く。

○委員

森林はあるが、これは 3,986 ㍉の間伐をした、という効果。資料 2-1 の 1 は、その面積そのものが全て流出するといような計算になっている。間伐をしなくても全ての土砂が流出するわけではない。確立的に何%位だ、といような計算の仕方のほうが良いと思ったもの。

○委員

繰り返しであるが資料1-1、これはイメージであるが、保健休養型というのは要するに利用に着目し、ほかは植生に着目した分類である。意味は分かるが何かよい表現がないかと、そのような気がする。

○委員

イメージとしては、例えば里山型といわれると少し違う。要するに、そこでフレッシュし、呼びかけてPRするものであるが、観光といえばおかしくなるというところもある。

・事務局

観光資源という視点だけではない。確かにここは、いろいろ御議論頂いており非常に悩ましいが、こういう名前に落ち着いているという状況である。

○委員

観光資源でないというのは分かる。しかし、税金を投入するわけであるから、その投入した分だけの効果で終わるのではなく、景気対策ではないが、10投入したらそれが20、30になって返って来るのであれば、さらに投入出来ることになる。

やはり、他府県の住民を巻き込んだ観光資源化、奈良の大きな資源ということが必要ではないのか。

○委員

ネーミングは難しい。

○委員

里山・立入利用、これオーバーラップする場合もあれば、しない場合もあるので、異種の場合が並んでいる、といえは並んでいる。

○委員

森林から恵みを受ける、自然享受型の森林整備を行っていきたいということではないか。

・事務局

そういうような趣旨である。

○委員

資料4で、宿泊の話があったが、これについて伺いたい。

・事務局

休憩施設であり、さすがにそこまでの箱物は厳しいので、林内を楽しんで頂ける最低限の施設を想定している。宿泊は教育のなかで、学校何校か、例えば一泊か二泊。今は、だ

いたい日帰りで行って頂いている。

○委員

「数校指定し、宿泊で集中的」に、というところ。

・事務局

十津川村などの山に子どもさんが行かれて、何泊かされて自然体験される、という取り組みもある。

そういうようなものを行うことで、じかに林業に触れて頂ける機会も増えるため、そういう意味では効果はある、というように思っている。

○委員

これに森林環境税の一部を投入する、ということか。

○委員

希望としては、保健休養型の森林で立入利用のための整備を行っていく場合、併せて、ここをスタートにこう行って、こういう所を見たらこうなる、というコース設定を考えてPRして頂くというのも重要と思う。

○委員

森林環境税導入時に、税収を確保するという議論があったと思う。私たちが森林から受けている恵みを今後とも維持していくための間伐などにお金を使おうとした時、誰がそれを払うか、という時に広く薄くということで、皆さんから頂くというようにした訳である。

アンケートで気になるのは、こういう税金を払っていることを知らないというのが、ショックな数字ではないか、と思う。

森林環境を守っていくということの大切さを認識して頂く、意識する、そういうようなことを期待して税制度を導入したと思う。

○委員

このアンケート、税金のことはほとんどご存じない。

しかし、森林環境税を活用して行っている、行おうとしている事に対する理解、或いは行っていることの必要性に対する理解は、ちょうどそれと逆転して90%賛成。

一方、森林環境税を知ってますか、となると10%しかいない。

これはいい数字なのか、悪い数字なのか。

・事務局

導入された4年前、その時は県民説明をしており、超過課税、県民税の上乗せであるため、市町村によれば、500円は森林環境税で活用されます、ということをいろいろ周知して頂いたところもあった。その時は認識されておられたが、あとは毎年同じようであったので、超過課税がもし継続になれば、再び広報など対応を考えなければならない。

○委員

資料4の「(仮称) 公共施設で木製品とふれあう事業」の事業概要にあるテーブル、イス等には森林環境税を使って造ったとか、そのようなことは記載されるのか。

・事務局

そのつもりである。

○委員

里山林の整備箇所にも看板で、「これは森林環境税を使って行った事業です。」や「事業で整備しました。」など、そういうようなことも記載しているのか。

・事務局

既存の場所では、看板はほぼすべてで立てている。ただ、如何せん森林であるため、露出度は限定されるという弱みがある。

○委員

里山の所有者にもいろいろ考えてもらって、整備された里山が出来たら良いことがある、お客さんが来てくれるなど、極端な話、例えば自動販売機を置いていたら、たくさん売れるとか。

良いことがあるようになったら、皆、税に対する理解を深めてくれる。

・事務局

桜井の三谷というところでは、山野草が戻ってきて、人が来るようになったというような成功例もある。

○委員

確認であるが、資料4、一番下の事業概要で、本数率40%の間伐というのが従来あり、新しく赤い字で50%、60%。これは、結論として40%から60%の間伐を行うということか？

・事務局

40%の間伐では若干弱い、というところもあったので、やはり、植え込んでいる所はそれなりに間伐し、状況に応じて率を上げて行きたい、ということ。

○委員

資料4、新規事業として考えている土砂流出防止等、赤い部分を全部行っても、間伐は税収で賄うことが出来るのか。

・事務局

概ね大丈夫だと考えている。まだ非常に粗い試算であるがそういうように考えている。

以上

.....

○座 長

次回、懇話会として、提言を取りまとめるためのたたき台を作る。

その骨子として、アンケートから、個人も企業も森林環境税について高い割合で理解をし、その税額、税率について、個人は500円、企業、法人は5%というのが圧倒的に高い率を占めているため、懇話会として、この森林環境税を継続するという事、そしてその税額についても現行のものが良いという方向でたたき台を作っていくことよろしいか。

委員の先生方の発言を聞いていると、この機会にもう少し、多く森林環境税を負担して頂いても良いのではというニュアンスもあるが、アンケートを見ると、現行が一番良いという結果であるので、それ以上となると説明、根拠というのが難しくなると思われる。

このため、現行の案で継続という方向でまとめて行きたいというように思う。

事務局も、次回までにそういう内容に基づき、税制度のたたき台を作って頂けるか。